

平成九年法律第九十一号
外国人観光旅客の来訪の促進等による国際

観光の振興に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 基本方針（第三条）
第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置	第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源
第一節 協議会（第四条）	第二節 外客來訪促進計画等（第五条・第六条）
第二節 公共交通事業者等が講すべき措置等	第三節 公共交通事業者等が講すべき措置等（第七条・第十二条）
第五章 雑則（第十三条・第十八条）	附則

（第七条・第十二条）	（第七条・第十二条）

（第七条・第十二条）	（第七条・第十二条）

（第七条・第十二条）	（第七条・第十二条）

百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等

(外国人観光旅客の利便の増進)

公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するため必要となる措置(以下「外国人観光旅客利便増進措置」という)を講ずるよう努めなければならない。

(外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の指定)

観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを外国人観光旅客利便増進措置を講すべき区間として指定することができる。

前項の規定による指定は、告示によつて行なう。

3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等(協議会が組織されているときは、関係する公共交通事業者等及び当該協議会)の意見を聞くものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

(外国人観光旅客利便増進措置の実施)

第九条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を經營している公共交通事業者は、単独で又は共同して、その指定された区間に於て事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る外国人観光旅客利便増進措置を実施するための計画(以下この条において「外国人観光旅客利便増進実施計画」という)を作成し、これに基づき、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施しなければならない。

2 外国人観光旅客利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 外国人観光旅客利便増進措置の対象となる旅客施設又は車両等

二 外国人観光旅客利便増進措置の内容

三 外国人観光旅客利便増進措置の実施予定期間

公共交通事業者等は、外国人観光旅客利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを変更したときも、同様とする。

(外国人観光旅客利便増進措置の実施に係る勧告等)

観光庁長官は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による外国人観光旅客利便増進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施すべきことを勧告することができる。

2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置)

独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体その他の方針に對し、観光案内に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 國際観光振興施策に必要な経費の財源

政府は、国際観光旅客税(国際観光旅

客税法(平成三十年法律第十六号)に規定する国際観光旅客税を以う。第三項第一号において同じ。)の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策(国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光的魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質向上に関する施策をいう。)に必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

3 第一条の国際観光振興施策として行われる施策は、次に掲げる要件に該当するものを基本とするものとする。

一 國際観光旅客税の納稅者の理解を得られるものであること。

二 先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いものであること。

三 地域経済の活性化その他の我が国における政策課題の解決に資するものであること。

(国の援助等)

国及び地方公共団体は、外客來訪促進計画の達成に資するため、外客來訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体が外客來訪促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内においては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

2 地方公共団体が外客來訪促進計画を達成するため、計画区域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行なうよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第十五条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪を促進するため、外客來訪促進計画の実施及び外国人観光旅客に対する接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第一百条から第一百二条までの改正規定、第一百四条から第一百七条までの改正規定、及び第一百四条から第一百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第一百八条から第一百十一条の二まで、第一百十二条及び第一百三十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百四条から第一百五十条までの改正規定、第一百五十七条の次に一条を加える改正規定、第一百五十九条、第一百三十六条、第一百五十九条の改正規定、同条を第一百五十七条の三とし、第一百五十七条の次に一条を加える改正規定、第一百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条までの改正規定、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条(登録免許税法(昭和四十年法律第三十五号)別表第一第四十一号の改正規定に限る。)及び第二十一条から第二十三条までの規定

二 年法律第三十五号)別表第一第四十一号の改正規定に限る。)及び第二十一条から第二十三条までの規定

附則抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一年五月二一日法律第四九号)抄

(施行期日)

附則(平成一年六月一日法律第七号)抄

(施行期日)

附則(平成一年六月一一日法律第七号)抄

条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十条の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十一条の規定(附則第二十二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十二条第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三項の規定(附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の五第二項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の十九の改正規定(「第十五条」を「第十六条」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条第二項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十三条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十六条の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十九条の三の改正規定(「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定(附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日